第二十五条の十三の三第一項中「第三十四項」を「第四十項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十二項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改める。

第二十五条の十三の六第二項中「第三十七条の十四第七項後段」を「第三十七条の十四第十三項後段」に、「第三十項後段」を「第三十六項後段」に、「第二十一項第一号」を「第十九項」に、「第二十五項第一号若しくは第二号」を「第三十五項各号」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第六項後段」を「第三十七条の十四第十二項後段」に、「同条第二十項後段」を「同条第二十六項後段」に、「同条第二十八項後段」を「同条第三十四項後段」に、「第二十五条の十三第三十七項」を「第二十五条の十三第四十八項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十一項」に、「第十八項」を「第二十四項」に改め、同条第五項中「非課税口座開設届出書」の下に「、法第三十七条の十四第五項第六号ホ⑴(ii)に規定する書類、同項第十号ロ⑵に規定する書類」を加え、「法第三十七条の十四第十三項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十九項各号」に、「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「第二十五条の十三第三十一項」に、「書類、」を「書面、」に、「通知書、書類」を「書類、通知書、書面」に改め、同条第六項中「届出書」の下に「、書類」を加え、「、依頼書及び書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）」を「及び依頼書」に、「、依頼書又は書類」を「又は依頼書」に改める。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第四十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十五条の十の十第三項及び第四項の規定は法第三十七条の十四第四十三項の金融商品取引業者等が同項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について、第二十五条の十の十第七項の規定は法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者で非課税口座を開設していたものがその年分の第二十五条の十の十第七項に規定する確定申告書を提出する場合において、その年中に当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）につき法第三十七条の十四第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等（同条第一項第一号イに規定する株式等をいう。）の譲渡がないときについて、それぞれ準用する。

第二十五条の十三の八第十一項第一号中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二十項中「第三十三項から第三十五項まで」を「第四十四項から第四十六項まで」に、「第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」を「第四十九項及び第五十一項から第五十四項まで」に、「及び第二十五条の十三の五から前条まで」を「、第二十五条の十三の五、第二十五条の十三の六及び前条（第四項を除く。）」に改め、同項の表第二十五条の十三第二項の項中「及び第二十五条の十三の六」を「、第二十五条の十三の六及び第二十五条の十三の七第四項」に改め、同表第二十五条の十三第四項の項中「第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由」の下に「又は同条第六項に規定する契約不履行等事由」を加え、同表第二十五条の十三第七項の項中「第三十七条の十四第五項第二号及び第六号」を「第三十七条の十四第五項第二号及び第六号ニ」に改め、同表第二十五条の十三第十三項の項中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に、「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十二項」に、「第三十八項」を「第四十九項」に、「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同表第二十五条の十三第三十四項の項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第四十五項」に改め、同表第二十五条の十三第三十五項の項中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第四十六項」に、「第三十七条の十四第八項（同条第二十六項」を「第三十七条の十四第十四項（同条第三十二項」に改め、同表第二十五条の十三第三十八項の項中「第二十五条の十三第三十八項」を「第二十五条の十三第四十九項」に改め、同表第二十五条の十三第四十項の項中「第二十五条の十三第四十項」を「第二十五条の十三第五十一項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三第四十二項の項中「第二十五条の十三第四十二項」を「第二十五条の十三第五十三項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第二十五条の十三の二第四項の項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改め、同表第二十五条の十三の二第五項の項中「第三十四項」を「第四十項」に、「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十二項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改め、同表第二十五条の十三の三第一項の項中「第三十四項」を「第四十項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十二項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改め、同表第二十五条の十三の六第二項の項中「第三十七条の十四第七項後段」を「第三十七条の十四第十三項後段」に、「第三十項後段」を「第三十六項後段」に、「第二十一項第一号」を「第十九項」に、「第二十五項第一号若しくは第二号」を「第三十五項各号」に改め、同表第二十五条の十三の六第三項の項中「第三十七条の十四第六項後段」を「第三十七条の十四第十二項後段」に、「同条第二十項後段」を「同条第二十六項後段」に、「同条第二十八項後段」を「同条第三十四項後段」に、「第二十五条の十三第三十七項」を「第二十五条の十三第四十八項」に改め、同表第二十五条の十三の六第四項の項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十一項」に、「第十八項」を「第二十四項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「勘定廃止通知書」を「法第三十七条の十四第五項第六号ホ⑴(ii)に規定する書類、同項第十号ロ⑵に規定する書類、勘定廃止通知書」に、「法第三十七条の十四第十三項」を「同条第十九項」に、「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十九項各号」に、「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「第二十五条の十三第三十一項」に、「書類、」を「書面、」に、「通知書、書類」を「書類、通知書、書面」に改め、同表第二十五条の十三の六第六項の項中「通知書、依頼書及び書類（第二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類を除く。以下この項において同じ。）」を「書類、通知書及び依頼書」に、「通知書、依頼書又は
依頼書又は」を「書類、通知書又は依頼書
依頼書又は書類」に改め、同表前条第一項の項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、同表前条第四項の項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第四十七項」に改め、同条第二十一項中「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」を「第四十四項から第四十六項まで、第四十九項及び第五十一項から第五十四項まで」に、「及び第二十五条の十三の五から前条まで」を「、第二十五条の十三の五、第二十五条の十三の六及び前条（第四項を除く。）」に改め、同条第二十六項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第四十五項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第四十六項」に改める。

第二章第八節の二を同章第八節とし、同節の次に次の一節を加える。

第八節の二　特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等

（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算等）

第二十五条の十五の二　法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する特定暗号資産の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。）に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

一　当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得の金額及び雑所得の金額